

第 3 回 大阪府環境審議会

会 議 録

と き 平成7年2月1日(水)

と ころ KKRホテルオオサカ3階「銀河」

(午後1時30分開会)

○事務局 まだお見えでない委員の方もございますが、予定の時刻が参りました。

ただいまご出席いただいております委員の数は31名でございます。大阪府環境審議会条例によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから第3回大阪府環境審議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、吉沢副知事から一言ごあいさつ申し上げます。

○吉沢副知事 大阪府副知事の吉沢でございます。

第3回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの地震におきまして、中馬会長代理をはじめ何人かの委員の皆様が被災されたと伺っており、心からお見舞い申し上げます。

また、委員にご就任いただいております市長、町長の皆様、あるいは国の関係行政機関の皆様など、震災救助対策にご多忙の中、本審議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回の審議会につきましては、来年度の公共用水域の水質測定計画等をお諮りするものであり、次年度計画がスタートする前にご答申をいただいております必要があるため、このような時期ではございますが、開催をお願いした次第でございます。

また、昨年3月に制定をいたしました環境基本条例において、環境総合計画の策定が位置づけられており、現在まで準備、検討を進めてまいりましたが、この計画を策定するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ環境審議会の意見を聴くこととされておりますので、本日お諮りをし、ご審議をお願いするものでございます。

なお、この機会に、阪神大震災につきましての大阪府の対策についてご報告を申し上げたいと存じます。

お手元に本日付の「府政だより」の号外を配付いたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じますが、大阪府域内の被害状況といたしましては、家屋では全壊家屋が約500戸、半壊が2,000戸、合わせまして全半壊で2,500戸の被害となっております。世帯数は、この3ないし4倍となっておりますので、大変多くの方が被災を受けたわけでございます。

大阪府域内の対策につきましては、大阪府災害対策連絡室を設置いたしまして、順次所要の措置を講じておりますが、併せまして、兵庫県への救援対策につきましても、救援対策本部を設置いたしまして、応援をいたしているところでございます。府営住宅や

仮設住宅への受け入れ、社会福祉施設等への被災者の受け入れのほか、毛布や食料品など救援物資の提供、医師、看護婦をはじめ職員の現地派遣など、私どもとしてできる限りの支援体制に取り組んでいるところでございます。

なお、この機会に、府民の皆様方から多数お寄せいただきました救援物資等について一部ご報告申し上げますと、大阪府の天王寺区にあります備蓄倉庫、大阪府の備蓄倉庫として備蓄物資を入れておったわけでございますが、今回の被災で、例えばアルファ米を5万食、あるいは毛布等4万枚を用意しておりましたが、ほとんど全部兵庫県にお送りいたしましたので、実はその倉庫も現在ほとんど府の備蓄倉庫としては空っぽのような状況になっておりますが、ここを府民の方々からお寄せいただきました救援物資の基地といたしまして、毎日4トントラックで2回に分けて兵庫県へ搬送し、現地で府の職員がデリバリーを行っているわけでございますが、これまで府民からお寄せいただきました物資の数は4トントラックで約223台となっております、この席をお借りしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

医療品等につきましては、これは専門分野でございますので、大阪府で購入し、搬送いたしております。

現在、大阪府、兵庫県の被災者にとりまして大きな課題となっておりますのは、被災者の方々の受け入れ施設の整備、倒壊家屋の除去となっております。これらにつきましても、今後とも力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、この席をお借りしましてご報告申し上げます。

本題の環境審議会の諮問事項について、よろしくどうぞ審議のほどをお願いしたいと存じます。

○事務局 それでは、議事にお入りいただきたいと存じます。

矢吹会長、よろしく願いいたします。

○矢吹会長 それでは、これから議事に入らせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日は、大阪府の方より2件の諮問があるそうでございますので、まずその諮問をお受けいたしたいと思っております。

○吉沢副知事

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 中川 和雄

環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

標記計画の策定に当たり、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）
第9条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

（矢吹会長に諮問文を手交）

○矢吹会長 はい。

○吉沢副知事

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 中川 和雄

平成7年度公共用水域の水質測定計画及び
地下水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、平成7年度に
おける公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画を別添案のとおり作成す
ることについて、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願いいたします。

（矢吹会長に諮問文を手交）

○矢吹会長 はい。承知いたしました。

○事務局 誠に恐れ入りますが、吉沢副知事は他に公務がございますので、ここで退席さ
せていただきます。

○矢吹会長 ただいま「環境基本条例に基づく環境総合計画について」と「平成7年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について」の2件、諮問をお受けいたしました。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議題1の「環境基本条例に基づく環境総合計画について」、ご審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

この件につきましては、まず事務局からご説明をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田環境管理室長 それでは、「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の諮問に関しまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

ただいま副知事の方から諮問文をお渡ししていただいておりますが、「資料1」でございますけれども、諮問文の裏に説明が記載してございます。まずこれを朗読させていただきます。

平成6年4月に施行された大阪府環境基本条例では、第9条において、豊かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱などを掲げた環境総合計画を策定することとしております。

本府におきましては、都市・生活型公害の解決や地球環境問題への貢献などの新しい課題に対応するため、2025年を見通しつつ、2001年度（平成13年度）までを計画の期間とする新環境総合計画（NEW STEP 21）を平成3年9月に策定し、環境施策の総合的な推進に努めております。

一方、この計画の策定以降、平成4年6月の地球サミットにおけるアジェンダ21の採択など、地球環境の保全に関する世界的な取組が進展しております。また、我が国においても、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOX法）の公布（平成4年6月）や平成5年11月に施行された環境基本法に基づく環境基本計画の策定（平成6年12月）など、環境についての取組が進展しております。

このような状況を踏まえ、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づく環境総合計画について、新環境総合計画（NEW STEP 21）を見直し、早期に策定する必要があると考えております。

つきましては、この計画策定に当たって、長期的な目標についての考え方や施策の展

開についての考え方など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。

以上が説明文でございます。

この内容につきまして、少し詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元にいろいろの参考資料がございます。その中に「大阪府環境基本条例」という2枚もののコピーがございますが、まず、この2枚もののコピーに基づきまして、今回お諮りをさせていただいております環境総合計画の条例上の位置づけ等につきましてご説明をさせていただきます。

環境基本条例の第1条の「目的」というのがございますが、ここで、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを規定しております。

次に、2ページでございますけれども、第7条というのが中ほどから以降にございますが、この7条で「施策の基本方針」というのがございます。1号のところでは、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現。2号では、自然と共生する豊かな環境の創造。3号では、文化と伝統の香り高い環境の創造。4号では、地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造という、いわゆる生活環境、自然環境、都市環境、地球環境というものに対します4つの基本方針に基づきまして、施策を総合的かつ計画的に推進するものということになっております。

その上で、3ページでございますが、基本条例の第9条というのがございます。その9条のところ、施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みとしまして、環境総合計画の策定を規定いたしております。したがって、本日お諮りをさせていただいております「環境基本条例に基づく環境総合計画」といいますのは、先ほどの第7条で掲げました施策の4つの基本方針——生活環境、自然環境、都市環境、地球環境の4つの基本方針を踏まえまして、策定するものということでございます。

また、環境総合計画に掲げる事項につきましては、今の第9条の第2項で、1号のところでございますが、豊かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱を掲げる、ということになってございます。

また、2号では、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を掲げる、ということが定められております。

さらに、9条の3項でございますが、環境総合計画を策定するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならない、という規定

がございます。この規定に基づきまして本日諮問させていただいたものでございます。

次に、参考資料で厚い本がございます。「NEW STEP 21」という愛称で申し上げておりますが、「大阪府新環境総合計画」につきましては、平成3年9月に大阪府の環境に関します長期計画といたしまして策定をしまして、現在、この環境施策の推進をこの計画に基づきまして進めておるところでございます。

この「NEW STEP 21」は、内容といたしましては、公害防止対策はもとより、都市生活型公害の解決や快適環境の創造、さらに地球環境問題への貢献というものを目指したものでございまして、少し目次を振り返っていただきますと、今申し上げたようなものが書いてございます。

目次の初めの方に「計画の基本的な考え方」というのがございますけれども、そういったところにいろいろ計画の趣旨等が記載されております。また、計画の期間につきましては、この「NEW STEP 21」についての期間は、平成3年度から2025年を見通しつつ、2001年度（平成13年度）までということで定めておりまして、また、計画の性格といたしましては、府の総合計画の環境面の基本計画ということにしております。この「大阪府新総合計画」というのは、企画室の所管で、府全体のいわゆる総合計画でございますけれども、「NEW STEP 21」はこの総合計画の推進に当たっての環境面の基本計画という性格をもたせております。

この「NEW STEP 21」の計画期間でございますけれども、そのようなことがございますので、「新総合計画」と同じ計画期間ということで定めております。また、将来的な見通し等につきましては、社会的条件とかそういったものにつきましても、府の総合計画により見通された社会・経済の諸指標というものを基本に、「NEW STEP 21」の計画は設定されております。

さらに、「NEW STEP 21」の施策の方向等につきましては、27ページに取りまとめをしたものがございます。27ページに「アーバンエコトピア」という名前でございますが、そういうものがございます。ここでは、人間と自然が共生するという視点に立ちまして、大都市である大阪のいろいろなシステムの中に、高度な都市機能、あるいは都市活力など都市的な要素、いわゆるアーバンということ、それから自然的要素であるところのエコロジーを取り入れまして、都市活動による環境への負荷をできるだけ低減するとともに、大阪湾とか周辺の山系、そういった自然の多様な価値を積極的に活用するというところで、21世紀に向けて人と地球にやさしい「環境都市・大阪」、あるいは「アーバンエ

コトピア」を目指す、ということでもまとめてございます。

また、これに向けての施策の展開でございますが、その前の25ページあるいは26ページにまとめが載っております。

この中では、地域環境の保全と創造、地球環境への貢献、計画の総合的推進、こういう3つを柱といたしまして、地域環境の保全と創造の部分では、「環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、いま行動する」という視点に立ちまして、公害のない都市を目指した公害防止対策等の諸施策、健康で安全なまちづくり、自然環境の保全、歴史的文化的環境の保全、身近な環境づくり、こういったものを示しております。

また、地球環境への貢献につきましては、「地球的に考え、足もとから実践する」という視点に立ちまして、地球環境問題の現状、あるいは大阪と地球環境問題とのかかわり、こういうものをベースに、地球環境問題への施策の強化、あるいは地球にやさしい行動について示しております。

さらに、計画の総合的推進のところでは、「それぞれの立場で考え、共に行動する」という視点に立ちまして、環境教育の推進、環境情報の活用、環境保全技術の開発と活用、環境研究の充実、環境影響評価と環境監視、環境保全基金の活用、そういった内容が盛り込まれております。

以上のように、「NEW STEP 21」につきましては、概略でございますが、そういう視点で平成3年度に策定されたものがございます。これを現時点におきましては、その施策について展開をしているという現状でございます。

先ほど「資料1」の諮問の裏で諮問文の説明のところでご説明いたしましたように、こういった「NEW STEP 21」を策定いたしました以降でございますが、平成4年6月に「地球サミット」における「アジェンダ21」の採択がございまして、地球環境の保全に関する世界的な取り組みというものが著しく進展しております。また、わが国におきましても平成4年6月に、先ほど申し上げました自動車NOx法が公布されました。また、平成5年11月に環境基本法が施行されまして、これに基づく環境基本計画が昨年12月に策定されております。

こういった環境をめぐる変化がございまして、今申し上げました国の環境基本計画につきましては、これもお手元に参考資料としてお配りしております。後ほどまたお目通しをいただければと思いますが、これにつきましては、21世紀半ばを展望いたしまして、「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」という4つが実現される社会の構

策というものを長期的な目標として掲げております。これらの4つの考え方を施策の展開すべき方向ということで「環境基本計画」は示されております。

このような国内外での環境をめぐる諸状況を踏まえまして、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、今回、環境基本条例に基づきま-すところの環境総合計画を、先ほどご説明いたしました「NEW STEP 21」を見直すことによりまして、早期に策定する必要があるのではないかと考えております。

審議会におかれましては、環境総合計画の策定に当たって、長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方など基本的な事項につきまして、ご審議を賜りたいと存じております。

また、この策定についてのスケジュールの関係でございますけれども、昨年12月の第2回の環境審議会ですら少しご説明をさせていただきましたけれども、環境総合計画は、環境基本条例の制定後にできるだけ早く策定することが必要であるという考え方を持っております。環境基本条例に基づく環境施策を総合的かつ計画的に推進するという上で、環境総合計画を早期に策定することが重要でございますので、私どもとしましては平成7年度末を目途に策定できればというふうに考えております。

したがいまして、計画の基本的事項についてのご答申をいただいた後の策定作業というものを考えますと、環境審議会からの答申につきましては、この秋頃、できれば秋の早い時期にお願いできればというように考えております。

環境総合計画の策定についてのご説明は以上のとおりでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問なりご意見がございましたら、お願いいたします。

○宮原委員 宮原でございます。

第1は、質問であり私の意見でもありますけれども、今度災害なんかがありまして、私どももいろいろ考えさせられましたが、やはり環境という場合に、住民の皆さんの安全と申しますか、まちづくりその他についても本当に安全なまちづくりを目指すということが必要だと思うんですが、大阪府の例えば防災計画なども、従来は和歌山沖で大地震があったときに、大阪はどういう影響を受けるかという立場で防災計画がつくられていまして、そういうものが今回、直下型の地震などが来た場合に、それに対応できる防

災計画の見直しというようなことも大阪府の方で言われているわけですが、そういう点で、具体的な施策その他は、防災計画だとかそういうところに譲るのだと思いますが、環境の前提というのは、当然安全ということがありますから、安全な大阪をつくる上で基本的なことというのは、やはり環境総合計画に書くべきではないか、ということが1つの意見です。

それから2番目は、こういう環境の問題というのは、今までの反省も踏まえて、実際に効果がある、そういう計画にしないとだめだと思うんです。「NEW STEP 21」なども、随分いろいろ立派なことが書かれているんですけども、実際にNOxの問題などでも、この13～14年いろいろ言いながら、実際にはなかなか改善されてこなかった。実際には患者などもむしろ増加しているというようなことがあります。あるいは、緑の問題とか文化財などの問題にしましても、いろいろ言われながら、実際上は大阪では緑も少なくなってきましたし、文化財なども必ずしも十分に保存されてきたとは言えない。こういうことがありますから、そういう反省の上に立って、実際に実効力のある、そういう計画にしないとだめだということを思います。

以上です。

○矢吹会長 ありがとうございます。

これにはお答えしなくてもいいと思いますが、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

そのほかにどなたかございませんでしょうか。

○又野委員 又野でございます。

ちょっと的が外れているかもしれないのですが、先ほどアーバンエコトピアのお話がありました。さきの「環境白書」を見ましても、私、野鳥の会の会員の立場から申し上げますと、この20年間、シギ、チドリが大変激減しております。そのシギ、チドリが激減するということは、水辺の環境が悪化しているという指標になるとも思っているんですけども、「NEW STEP 21」も見せていただきまして、今後、都市環境の整備ですとか、水辺の整備とか、いろいろ掲げられているんですけども、そこで単にコンクリートで固めて、整備をして終わるということではなく、ビオトープの考え方ですね、地中のバクテリアを含める生態系が維持できるような、またそういうことが点ではなくて、線とか面でつながっていくような施策をお願いしたいと思っております。

○矢吹会長 ありがとうございます。

その件に関しましては、これから審議会でいろいろご議論をいただきたいというように思っております。

そのほかにございませんでしょうか。

ございませんでしょうと、次に進ませていただきますが、ただいま事務局の説明によりますと、今年秋の早い時期までに答申をいただきたいというようなことをございませんですが、私といたしましては、審議会の委員の皆さん方、大変お忙しいお方ばかりでございませので、審議会をたびたび開くというのは、誠に難しいことではなからうかということでございませ。それからまた、今回の諮問は、広範かつ専門的な分野にわたって審議する必要があるものと思ひますので、あらかじめ審議会の中の専門の学識者の方々にお集まりいただきまして、たたき台のようなものをつくっていただきまして、そうして問題を整理していただいた上で、全体の審議会で議論をしたらよいのではなからうかというように考えているわけでございます。

この件につきまして、今後の審議の進め方について、私から事務局の方に検討をするようにお願いをいたしているところでございますが、事務局ではどういうことになりましたでしょうか、ひとつご説明をいただきたいと思ひます。

○横田環境政策課長 事務局の環境政策課長の横田でございます。

ただいまから会長からお話ございましたけれども、今回ご審議をお願いいたしております環境総合計画というものにつきましては、環境基本条例に基づくその範囲というものが、先ほど吉田室長の説明にもありましたように、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境といった広範な分野にわたっておるとのことと、専門的なこともあるということがございました。そして、審議内容のうち専門的な事項については、検討項目の特性に応じて、現況の把握でありますとか、課題の抽出など、これを整理を行っていただく必要があるのではないかというふうに考えております。

この環境審議会につきましては、学識経験者の委員ということで、各界からご推薦をいただいた委員のほかに、こうした分野について専門的知識、ご経験を有する委員のご参画をお願いをしております。

まず、そういった意味で、学識経験者の委員のうちから、そういう意味での専門的な学識委員で専門委員会といったものを審議会に設置をいただいて、諮問事項であります基本的事項についてのご検討をいただいはどうか、というのが1つのご報告でございます。

今私がお説明しました考え方によりますと、ちなみに、専門の学識委員のお名前ということになりますけれども、本日環境審議会の委員名簿をお配りしておろうかと思えます。表紙の1枚を開いていただきまして、「大阪府環境審議会委員」というのがありますが、その1で、学識経験のある者(28名)となっております。この委員のうち、今申し上げました専門的な学識という意味でお願いをしております委員は、名簿の順番で申しますと、会長である矢吹会長、会長代理の中馬会長代理、それから下の方に関西大学の行政法で池田先生、府立大学で環境工学の池田先生、大阪女子大の井田先生、大阪女子大教授の國則先生、大阪大学名誉教授の近藤先生、大阪教育大学教授の鈴木先生、それからちょっと下におりまして、大谷女子大教授の中村先生、大阪大学教授の難波先生、京都大学名誉教授の平岡先生、府立大学経済学部長の前田先生、野鳥の会の支部会員の又野先生、消費生活コンサルタントで萬金先生、スペースビジョン研究所代表取締役の宮前先生、以上15名の方をそういった意味での委員ということをお願いをしております次第でございます。

以上でございます。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方からお説明がございましたが、この審議会の委員の中には、大気、水質など各分野の専門家の方々が学識委員としてご就任いただいておりますので、この方々にお願ひしまして専門委員会をつくって、そこで議題のたたき台のようなものをつくっていただき、それをもとにして全体の審議会の場でご議論をいただいたらどうか、というように思う次第でございます。

それで、私自身も専門の委員の1人でございますけれども、会長自身が専門委員会に入るということになりますと、その場で審議会の結論を決めてしまうような感じになりますので、私自身が入ることは辞退させていただきたいと思っておるところでございます。

そこで、このようなやり方で今後の審議を進めていくことについて、ご意見なりご質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

○宮原委員 2つだけ要望しておきます。

1つは、中身はやはり審議会そのものできちんと議論するという立場を貫いていただきたいということが1つ。

それから、できるだけ、それぞれの例えば大気なら大気、水質なら水質、緑なら緑、

そういうものについての現状がどうなっているかということと、それを実際どういうふうにするかということと、両方がわかるように議論をしないとだめだ。そういう点で、そういう専門委員会をつくられる場合に、その専門委員会で議論されて、ここに出されることについては、少なくとも討議すべき項目、それからその項目について、現状がどうなっているか、それから現状に基づいてどうしようとしているかという立場で、一定のたたき台をつくっていただいて、しかし同時に、審議そのものは審議会できちんと、何回か時間をかけて、審議をしていただくというふうにしていただきたいと思います。

○矢吹会長 ありがとうございます。

仰せのとおりでございます、いわゆる今度は白紙諮問でございますから、最初から審議会でやるというのもまとまりませんので、一応、先ほど申しましたように、たたき台のようなものをつくっていただいて、その上で審議会全体で慎重な審議をやりたいと考えておりますので、ご趣旨のとおりやっていきたいと思っております。

そのほかございませんでしょうか。

○堀端委員 特に水質の問題では、私の方は大和川流域の市町村でございます。常に大和川の流域の市町村が集まると、大和川の水質は常に日本全国でワースト2であると言われて続けておまして、20～30年来大体言われます。これを何とか4とか5とかにいかないのかというのがかねてよりの話でございます。具体的に、特にできますれば、大和川の水質問題の浄化はどうすべきかといったような問題等が、もしご討議いただく内容として取り上げていただくのであれば、特別にご討議をいただければ非常にありがたいと、このように思う次第でございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

ございませんようですと、それでは、審議会の中に専門委員会を設置して、今後の審議を進めるということにいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか、ご異論はございませんでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

どうもありがとうございました。

それでは、この審議会の専門学識者の方々に専門委員会にご参加いただくことにいた

しまして、専門委員会をつくりたいと思います。

この専門委員会の取りまとめをしていただく委員長には、大変お忙しいとは存じますが、会長代理をお願いしておりますところの中馬委員にお願いいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

どうもありがとうございました。

では、中馬会長代理、よろしくお願いいたします。

○中馬会長代理 お受けいたします。

○矢吹会長 それでは、専門委員会のこれからの運営につきましては中馬委員長に全てをお任せするというので、運営していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、この専門委員会の公開についてでございますが、この審議会の第1回の審議会で、会議の公開の扱いについて決定いたしました。その際に、部会や専門委員会の扱いについてはその設置のときに決定する、ということになっておりますので、この専門委員会の公開についてお諮りいたしたいと思うのでございますが、この専門委員会については、環境総合計画について審議会で審議するに当たり、事前の整理をお願いするものでございますので、本審議会と同様に、原則として公開にいたしたい、というように存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

どうもありがとうございました。

それでは、この専門委員会は原則として公開にする、ということにいたしたいと思っております。

それでは、本件につきまして、本格的な審議でございますが、先ほども申されましたけれども、今年の秋頃の早い時期に答申をとということでございます。そういたしますと、専門委員会のご報告は6月頃までにいただかねばならないと考えますが、6月頃に報告をいただきまして、その上で全体の審議会を開いてご議論をいただくことにいたしますけれども、今の段階でも計画の内容などについてご意見等がございましたら、お伺いいたしたいと思っております。

先ほど二、三のお方から貴重なご意見をいただきましたけれども、これからの審議の方向といいますか、そういうことについて何かご意見がございましたら……。

○須田委員 府民の意見を聴くということについてちょっとお尋ねしたいんですが、前の条例のときには審議会が聴くという形になってたんですが、その点については、府の事務局なり会長さんはどういうふうに今後しようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○矢吹会長 僕の方から申しますと、専門委員会でご報告をいただいて、今度審議会で議論する過程で、皆さん方がどうお考えになるかということで、その段階でお考えいただきたいというように考えておりますが。事務局で何か付け加えることがございましたらあれですが、そのように僕としては考えております。

○横田環境政策課長 事務局としましては、今会長がおっしゃいましたように、府民の意見を、ただいまご審議のありました専門委員会のご報告があって、議論の過程でどう扱うか、これは審議会としてどうするのかということをご議論いただいたらと。前の公害対策審議会のときも、委員からそういうご意見があって、それで、審議会でご議論をいただいて、ご意見を――審議会として「中間まとめ」があったと思いますが、「中間まとめ」のもとに聴くということで、ご審議いただいたのではないかというふうに記憶しておりますが、審議会の方でご議論をまたその段階でいただいたらというふうに思います。

○矢吹会長 よろしゅうございますでしょうか。

○須田委員 意見だけ言わせていただきますと、審議会は審議会として諮問を受けたわけですから、審議会の判断で府民の意見を聴くかどうかということを決めさせていただきますし、本来なら私は、府自身としても、審議会の答申を受けた後でも、前でもいいと思うんですが、本来は聴かれた方がいいんじゃないかと思っていまして、それが要するに府民の自覚も図れますし、府民参加ということになるんじゃないかと、こういうふうに思っておりますので、一言。これは審議会の権限外のことでございますけれども、要望として申し上げさせていただきますと思います。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろ先ほど来からご意見をいただきましたけれども、そういうご意見を反映して、これからの審議に資したいと思っております。

それでは続きまして、議題2の「平成7年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について」に移らせていただきたいと存じます。

本件につきまして、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

○井用水質課長 水質課長の井用でございます。

それでは、本日お諮りいたしております「水質測定計画（案）」についてご説明を申し上げます。

水質汚濁防止法第15条におきまして、「知事は、公共用水域の水質及び地下水の水質の汚濁を常時監視しなければならない」と規定され、また、同法第16条におきまして「知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、公共用水域の水質及び地下水の測定に関する計画を作成する」とされております。

また、この測定計画に基づいて測定いたしました結果につきましては、毎年、「環境白書」などに公表いたしているところでございます。

大阪府では、近畿地方建設局をはじめ、大阪市、堺市など水質汚濁防止法に基づく政令委任市8市などのご協力をいただきまして、水質調査を行っておりますが、これら関係機関の水質測定が適切かつ広域的に実施されますよう、毎年知事が作成するものでございます。

以上のような観点に立ちまして、測定点、測定項目その他必要な事項を定めましたが、ただいまからご審議いただきます「平成7年度公共用水域測定計画（案）」及び「平成7年度地下水質測定計画（案）」でございます。

まず最初に、測定計画案の説明に入ります前に、大阪府下の水質の現状につきまして簡単にご説明したいと思います。

お手元の「資料2-5」をごらんいただきたいと思っております。これは平成5年度の大阪府下の公共用水域及び地下水質の現況についてまとめたものでございます。

1ページをお開きください。

1ページから3ページに記載いたしておりますのは、公共用水域の水質を評価する環境基準を列挙させていただきました。

4ページをお開きください。

まず、河川につきまして、98河川、138地点において実施したところでございます。人の健康の保護に関する項目23項目につきましては、近年ほとんどの河川で環境基準を達成しておりますが、平成5年度から監視を始めましたジクロロメタンが1地点で環境基準を達成いたしておりません。

次に、生活環境の保全に関する項目でございますが、代表的な汚濁指標とされておりますBOD（生物化学的酸素要求量）で見ましても、府下で環境基準が設定されている73河川のうち35河川で環境基準を達成しており、達成率は47.9%となっております。経

年的な変化につきましては、「図1」のとおりでございます。主要河川におけるBODの経年的変化につきましては「図2」のとおりでございます。大和川につきましては悪化傾向もあり、近畿地方建設局、奈良県とともに「清流ルネッサンス21協議会」を組織いたしまして、西暦2000年を目標に、アユが住み、水遊びのできる水質を目指して、流域自治体、住民が一体となって改善対策を推進することといたしております。

次に、海域でございますが、7ページをごらんください。

大阪湾につきましては、測定計画に基づき21地点で測定を実施いたしております。健康項目につきましては、全ての地点で環境基準を達成いたしております。生活環境項目につきましては、海域における代表的な汚濁指標とされておりますCOD（化学的酸素要求量）で見ますと、「図3」に示しておりますように、近年、横ばいの状況と言えるかと思えます。

湾奥のC海域においては環境基準を達成しておりますが、A、B両海域では達成に至っておりません。また、海域の富栄養化の要因物質である窒素、リンにつきましても、同じく横ばい傾向であり、依然として富栄養化の様相を呈しております。

今後、さらに水質の改善を図るために、総量規制など工場・事業場に対する規制をはじめ、下水道の整備、生活排水対策など種々の施策を総合的に推進していくことが必要でありまして、鋭意それらの施策の推進に努めているところでございます。

8ページをお開きください。

地下水質の現状でございます。地下水質の評価基準につきましては、環境基準が定められておりませんため、公共用水域の環境基準を適用することといたしております。調査は、平成5年度の地下水質測定計画に基づき、概況調査など3種類の調査をいたしました。

まず、概況調査でございますが、府域全体の地下水質を把握するために、府域を2キロメッシュに区画し、区画ごとに1地点を選んで、平成元年度から実施いたしております。

平成5年度は、86地点の井戸水について健康項目23項目を測定いたしました。その結果、健康項目のうちいずれかの項目が検出されたのは8地点で、そのうち3地点で評価基準を超過いたしております。

次に、汚染井戸周辺地区調査ですが、概況調査等でいずれかの項目が検出された井戸周辺の汚染状況を確認するために実施するものでございますが、平成5年度は13地区で

155地点の井戸水を測定いたしました。その結果、9地区について汚染範囲の広がりを推定することができました。これら9地区については、定期モニタリング調査で引き続き監視していくことといたしております。

次に、定期モニタリング調査でございますが、「表6」をごらんください。平成4年度までの汚染井戸周辺地区調査などで地下水の汚染が判明した地区を中心に、41地区のうち60地点で経年的な監視を目的として調査を実施いたしました。その結果、29地区の34地点で検出濃度に変動はあるものの汚染状況は継続いたしております。

「図4」は、平成5年度定期モニタリング調査を実施した地点でございます。

次に、「図5」をごらんください。過去に高濃度の検出があった定期モニタリング井戸について、その濃度の経年変化を示しております。汚染が判明いたしました場合には、大阪府地下水質保全対策要綱に基づき、井戸水の飲用指導や、工場・事業場等に対する有害物質の使用管理の徹底などを指導いたしておりますが、これらの効果のあらわれかと考えております。

これらの対策につきましては、何よりも未然防止が重要でございますので、今後とも工場・事業場への規制、指導に努めてまいりたいと存じております。

以上で現況のご説明を終わらせていただきまして、それでは、平成7年度の公共用水域の水質測定計画案及び地下水質の測定計画案についてご説明申し上げます。

「資料2-2」の公共用水域の水質測定計画案をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

1の公共用水域の測定計画の目的でございますが、府下の公共用水域を常時監視いたしますため必要な事項を定めるものでございます。

次に、水質の測定点でございますが、河川におきましては98河川、138地点で測定を実施いたしました。このうち環境基準点は87地点で、さらに準基準点として51地点を設けまして、府下の河川の詳細な監視を実施することといたしております。

海域につきましては、大阪湾内で21地点、このうち環境基準点は15地点、準基準点は6地点となっております。

次に、測定項目でございますが、環境基準が設定されている健康項目、次ページの生活環境項目、また、水質汚濁防止法上の工場・事業場等からの排出規制対象となっております項目等の特殊項目でございます。

エの特定項目と申しますのは、平成7年度から新しく「特定水道利水障害防止のため

の水道水源水質保全のための特別措置法」に基づきまして測定を開始する項目でございまして、具体的にはトリハロメタン生成能でございます。この項目につきましては、その特殊性から、水道利水のある河川の測定地点、大阪府測定分といたしましては10地点ほどでございます。

3ページの底質につきましては、暫定除去基準の設定されている項目などを中心に測定することといたしてございまして、昨年度と特に変更はございません。

6ページをお開きください。

これは、府域の測定体制といえるものでございまして、測定機関ごとの分担を記載いたしております。

8ページをお開きください。

測定回数につきましては「別表2」を載せてございます。個別の地点における測定回数は、その地点の特性、例えば水道利水でありますとか、流域の発生源の所在等によりまして、1-Aから1-Cまで分類いたしております。

10ページをお開きください。

具体的な測定地点は、「別表4」として10ページから23ページまで、淀川、神埼川、寝屋川、大阪市内河川、大和川、泉州諸河川、大阪湾の各水域別に掲げております。

以上で公共用水域の水質測定計画について終わらせていただきます。

引き続きまして、同じく平成7年度の地下水質の測定計画案についてご説明申し上げます。

「資料2-3」の1ページをお開きください。

まず、調査区分でございますが、調査の進め方や基本的な内容につきましては、前年度と同じでございまして、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査の3種類の調査を関係する測定機関と協力して実施することといたしてございます。

次に、測定地点でございますが、概況調査につきましては、毎年新たな地点で行うことといたしてございますが、平成7年度は88地点で調査することといたしてございます。

また、定期モニタリング調査につきましては、74地点で実施いたすことといたしてございます。

測定期間につきましては、近畿地方建設局をはじめ、水質汚濁防止法に基づく政令委任市であります大阪市など11機関で実施いたしてございます。

次に、測定項目でございますが、概況調査につきましては、水質の一般的な性格を把

握するために、一般項目として、2ページをお開きください、水質汚濁防止法に掲げる23の環境基準、健康項目を測定いたしました。

汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査につきましては、以前に検出された項目を中心に測定いたしました。測定方法、試料の採取、測定結果の報告につきましては、環境庁の告示や通達に示されている内容のとおりでございます。

以上で平成7年度地下水質の測定計画案の説明を終わらせていただきます。

私どもといたしましては、本計画につきまして、できますれば本年度中にご答申をいただきまして、早速4月から測定を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○矢吹会長 ありがとうございます。

諮問の内容につきまして、ただいまご説明のあったとおりでございますが、本件につきまして、何かご質問なりご意見はございませんでしょうか。

先ほどから話が出ておりますように、これは毎年いただく諮問でございますので、ほとんど同じような内容でございます。

○堀端委員 先ほどここで言うべき話を先に言ってしまいましたので、それだけ訂正をしたいと思います。

特に大和川は、もう一回申し上げますけれども、毎年全国ワースト2であると。トップにもならんのですが、3にもならん。1と3が入れ替わるときがあるらしいんですが、依然として準優勝を続けているということでございますので、大和川流域につきまして特段のできますれば何らかご論議をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

毎年一遍出るなにごでございますけれども。何か事務局の方でご意見は……。なければ、結構でございますが。

○井用水質課長 大和川の問題につきましては、私どももよく認識いたしておりまして、昨年も、大和川に大きな負荷をかけております東除川流域におきましていろいろと調査をさせていただきまして、そして、関係市町と連携して、啓発事業でありますとか、水路での直接浄化であるとか、いろいろと試みてまいりました。先ほども申し上げましたように「大和川清流ルネッサンス21計画」というものを考えておりまして、これの実効性ある施策に向けてやっていきたい。近畿地建ともども、上流府県の奈良県と協力いた

しまして、関係市町ともご協力を得てやっていきたいと思っておりますので、よろしく
お願いしたいと思えます。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

○鈴木委員 今、公共用水域の測定のポイントが、去年度と今度と全く同じでございます
ね。例えば、この1年間の人口動態とか、開発の状況の変化とか、そういうことを当然
考慮されて、去年度とまた同じでよろしいというふうにご判断されたのか、そうでない
のか。例えば、先ほどご質問がありました大和川の流域に私が属している大学ができて
まして、変な影響を与えたら困るなと思っておりますが、そんなこと。

もう1つ、地下水の問題では、今回、阪神大震災のもととなる活断層の変化等、この
辺のことは別に考えるとかいう問題が出てくると思うんですが。

○井用水質課長 測定点の問題でございますが、本日お諮りいたしております測定計画と
いうのは、経年的な変化に重きを置いております。その点につきまして、毎年変更する
というようなことは、今のところ考えておりません。ただ、評価基準というものにつき
ましては、目標値をある程度改善されてきたところで、上のランクに上げて、類型指定
等も変えていくということは考えていきたい。常々そういうふう考えております。

ただ、先生のおっしゃったようないろいろな環境基準点で測定して、改善傾向が見ら
れるかどうかとか、詳細な流域状況につきましては、先ほども大和川で申し上げました
ように、東除川流域を詳細に1年間かけて測定していくとか、そういう形でカバーいた
しております。その汚濁負荷の現況によりまして、市町村の中で水路浄化であるとか、
そういうものを検討していただく。そういうことを今後目標にしていきたいと考えてお
ります。

それから地下水でございますが、先ほど先生がちょっと阪神大震災に触れられまして、
水位の状況とかそういうものを見たかというお話ですが、私どもはまだ詳細には見てお
りませんが、地震の直前と直後につきまして、すぐに測定点に職員を走らせました。直
後で、大阪湾側というか沿岸部の観測井戸、こちらの方で水位の上昇がみられておりま
す。それから、内陸部のところで水位の下降といえますか、水位が下がっておるとか、
そういう概括的なところはつかまえておまして、今後、府下30の観測所がございます
が、常時観測所でございますが、これにつきましては、詳細なデータを先生方ともご相
談しながら、分析してみたいと考えております。

また、今の概況調査でやっております井戸の測定におきまして、今後、塩分濃度であ

るとかそういうものも測りながら、塩水化傾向があるかどうか、地盤に対する影響もある程度考えていきたい。有害物質による汚濁の調査だけではなく、いろいろな観点を井戸の調査に加えていきたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○矢吹会長 そのほかございませんでしょうか。

それでは、ご意見もないようでございますので、諮問のとおりの内容で、本日答申することにといたしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、原案どおりの内容で答申することといたします。

なお、答申文の作成等の取り扱いにつきましては、私にご一任いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、最後に事務局の方で何かございましたら、どうぞお願いいたします。

○横田環境政策課長 ただいま会長の方からお話もございましたが、次回の審議会につきましては、先ほどのご審議の中で、専門委員会の報告がまとまり次第開くということでございますので、報告がまとまり次第、審議会の開催をお願いするということになるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の予定はここまでとなっております。それでは、これをもちまして第3回大阪府環境審議会を終了させていただきます。

どうもいろいろとありがとうございました。

(午後2時38分閉会)